

中核市への移行について

＜目 次＞

1	中核市制度について	1
第1	中核市制度の趣旨	1
第2	中核市の要件	1
第3	中核市の機能	1
第4	中核市移行に伴うメリット	2
第5	中核市の指定に係る手続	4
2	中核市指定に係る事務の経緯及び今後のスケジュール	5
3	移譲事務の項目数	7
4	財政影響額推計	8
5	中核市移行に伴う新しい組織及び職員配置について	9
6	職員研修計画について	10
7	保健所について	11
第1	保健所の設置等について	11
第2	保健所設置の意義について	11
第3	保健所設置に伴う組織体制について	12
第4	保健所施設の整備について	12
第5	保健所設置に伴う職員体制について	15
第6	外部委託について	17
8	必要となる条例の整備について	18
9	必要となる審議会等の設置について	19
10	市民への周知について	20

【参考資料】

- 1 法定移譲事務の内容
- 2 県単独事務等の内容
- 3 財政負担額見込みの状況（平成17年度県決算額による）
- 4 職員研修計画
- 5 市保健所平面図

1 中核市制度について

第1 中核市制度の趣旨

全国には、いわゆる「平成の大合併」により大幅に減少したものの、1,817の市町村（市779・町842・村196。平成18年11月現在）がある。

市町村は、人口1,000人未満の村から300万人を超える市まで、法律等の上では同じ事務権限を有しているものであるが、大都市における事務権限等の特例として政令指定都市制度（昭和31年創設）が設けられている。

中核市制度は、政令指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資することが重要であるとの認識から、平成6年の地方自治法の改正により創設されたものであり、全国で37都市（東北地方では、秋田市、郡山市、いわき市及び青森市の4市）が指定を受けている。

第2 中核市の要件（地方自治法第252条の23）

中核市となるべき市が備えなければならない要件は、「人口30万人以上を有すること」である。（※）

また、人口は、官報公示された最近の国勢調査人口によることとされているので、当市は、平成18年1月10日の玉山村との合併により、要件を充足したことになる。

	平成17年国勢調査確定値
盛岡市	287,192人
玉山村	13,554人
計	300,746人

※ 中核市制度の創設当初の要件であった「人口30万人以上50万人未満の市に対する昼夜間人口比率要件」は平成12年4月に、「人口50万人以上の市の面積要件」は平成14年4月に、「面積要件」は平成18年6月に、地方自治法の改正により、それぞれ改定されている。

なお、平成18年6月の「面積要件」の撤廃により、全国で13市が新たに中核市指定の要件を具備するに至っている。

第3 中核市の機能

(1) 中核市は、政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務などを除いたものを処理することができる。（地方自治法第252条の22）

（※ 具体的には、福祉、衛生、まちづくり等の事務を処理することとなる。）

(2) 中核市は、保健所を設置し、保健所設置市の長等に移譲されている事務等処理することとされている。(地域保健法第5条)

(3) 原則として、中核市には「行政監督の特例」は設けられていないが、児童福祉法、身体障害者福祉法等の福祉に関する事務については、政令指定都市と同様に「行政監督の特例」が設けられている。

※ 「行政監督の特例」とは、市がその事務の処理をするに当たって、従来、都道府県知事の改善、停止、制限、禁止等の指示その他の命令を受けていたものについて、知事の指示その他の命令を受けなくなる、又は知事の指示その他の命令に代えて主務大臣の指示その他の命令を受けようになることをいう。

第4 中核市移行に伴うメリット

(1) 市民サービスの向上

保健、福祉、環境など、市民生活に密着した分野の事務の権限が県から市へ移譲され、これまで以上にきめ細やかな対応が可能になる。また、受付から許認可までの一連の事務処理を市が一括して行うことになるため、事務処理期間が短縮され、迅速で効率的な市民サービスの提供が可能になる。

《事例》

- ◇ 社会福祉審議会の設置ができるようになるため、地域に配慮した福祉のあり方が審議され、行政に反映される。
- ◇ 身体障害者手帳の交付や母子福祉資金の貸付は、これまで市で申請を受理し、県で決定していたものを、一連の事務として市が一括処理できるようになるため、処理期間が短縮される。
- ◇ 産業廃棄物に関する許認可ができるようになるため、産業廃棄物の不法投棄などがあつた際には、迅速に対応することが可能となる。

(2) 地域保健衛生の推進

市が保健所の運営主体となることにより、保健予防、生活衛生、食品衛生に関する事務が一括して県から移譲され、総合的な保健衛生行政を効率的に推進することができる。

《事例》

- ◇ 市保健所の設置により、これまで県が行ってきた保健予防、生活衛生、食品衛生における技術的、専門的分野についても、次のように市が一貫した体制で取り組むことになり、総合的な保健衛生行政を効果的に推進できるようになる。
 - ・栄養改善指導等において、これまで乳幼児、成人を対象に栄養指導・食生活改善指導を行っていたが、保健所設置に伴い、学校、事業者等を含んだ広域・専門的指導を総合的に提供できる。

- ・従来の母子・成人に対する健康診査・相談の業務に、精神保健、難病、感染症及び結核対策等の対人サービスが総合的に提供できる。
- ・0157等の感染症の集団発生や食中毒等の健康危機管理事案の発生時に県保健所の指示を仰いで市で対応しているが、市保健所を設置することにより、自ら迅速に健康管理に対応することが可能となる。

(3) 個性豊かなまちづくりの推進

屋外広告物の規制などのまちづくりに関する権限が県から市へ移譲されることにより、これまで以上に市の地域特性をいかした個性豊かなまちづくりを推進することが可能になる。

《事 例》

- ◇ 屋外広告物の規制に関する事務が移譲されることにより、市独自の条例に基づき、地域特性をいかした都市景観の形成が可能となる。

(4) 都市のイメージアップ

県内唯一の中核市として、政令指定都市に準じた都市と位置付けられることから、知名度が上がり、交流人口の増加や企業立地の促進など地域経済への活性化が期待される。

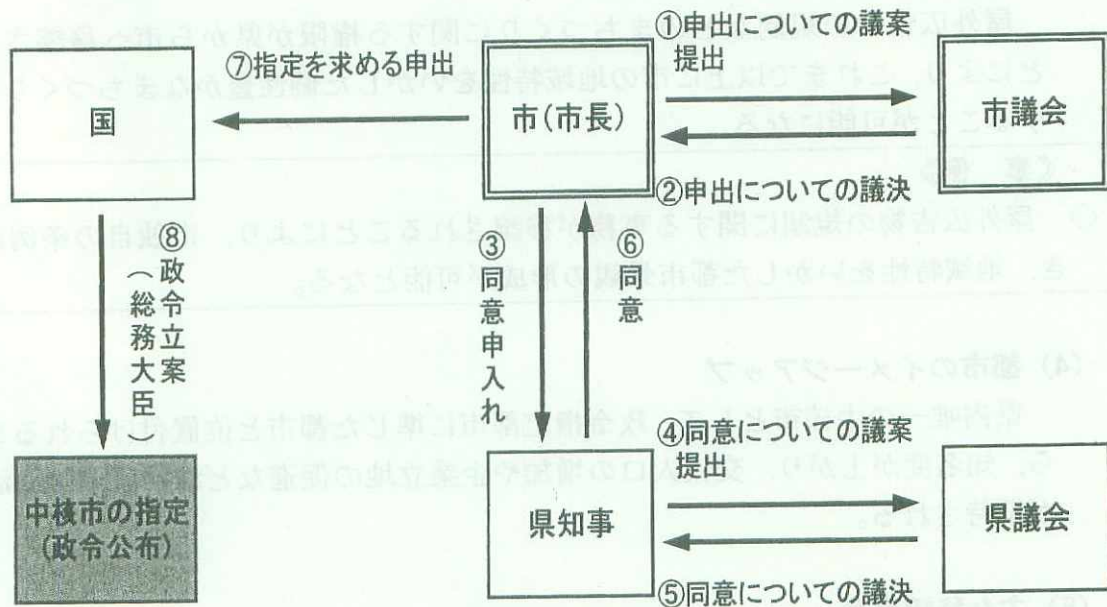
(5) 主な移譲事務

上記の事例を含め、県から移譲される主な法定移譲事務は、次のとおりである。

- ① 民生行政に関する事務
社会福祉審議会の設置、運営
身体障害者手帳の交付
母子・寡婦福祉資金の貸付
養護老人ホームの設置認可・監督
- ② 保健衛生行政に関する事務（保健所を設置し、処理する事務）
飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可
結核予防に関する指定医療機関の指定
未熟児への訪問指導、養育医療の給付
診療所及び助産所の開設許可
動物の愛護や管理に関する事務
- ③ 都市計画等に関する事務
屋外広告物の条例による設置制限
- ④ 環境保全行政に関する事務
産業廃棄物処理施設、収集運搬業等の許可
- ⑤ 文教行政に関する事務
県費負担教職員の研修

第5 中核市の指定に係る手続

- 1 政令により指定される。(地方自治法第252条の22)
- 2 総務大臣は、市からの指定を求める申出(市議会の議決, 都道府県の同意が必要)を経て、政令の立案を行う。(地方自治法第252条の24)



2 中核市指定に係る事務の経緯及び今後のスケジュール

年月日	事 項
平成12年 11月1日	特例市に移行
平成17年 8月10日 8月30日 11月1日	県との連絡会議の開催 庁内に中核市指定連絡検討会議を設置 総務省・厚生労働省との打合せ
平成18年 1月8日 1月10日 同日 1月12日 2月2日 2月10日 2月20日	定例記者会見において、「今年の抱負」として中核市移行の時期等について市長が発言 玉山村との合併 市長公室内に中核市推進事務局を設置（専任職員5人） 中核市への移行について県知事への市長表敬 庁内に中核市推進委員会を設置 第1回中核市推進委員会・第1回幹事会（合同会議）開催（移行スケジュール等） 市議会全員協議会（中核市移行に伴う保健所の設置について）
4月1日 同日 4月6日 4月27日 5月1日 5月15日 5月20日 7月6日 8月1日 8月8日 8月31日 同日 9月22日 9月28日 10月4日 10月18日 11月8日	事務局に専任事務局長及び県派遣主幹を配置（専任職員7人） 県に職員派遣（保健福祉部1人，環境生活部1人，盛岡保健所1人） 第1回中核市推進委員会保健所分科会開催（保健所整備方針（案）について） 競馬会館ビル取得に係る全員協議会説明・市議会議決（売買契約の締結） 「盛岡市保健所整備方針（案）」に係るパブリックコメントの実施（～22日） 盛岡市保健所基本設計及び実施設計業務委託を契約 県から中核市移行に係る移譲事務調査票の提示 「盛岡市保健所整備方針」の策定 第2回中核市推進委員会（移譲事務，職員採用等について） 県から中核市移行に係る電算システム調査表及び県単独事業調の結果提示 業務委託者から耐震診断報告書の提出 国勢調査確定値の公表（人口300,746人） 第2回中核市推進委員会保健所分科会開催（保健所基本設計・ヒアリング対応について） 保健所設置に係る厚生労働省事前協議（第1回） 盛岡市保健所基本設計及び実施設計業務委託の変更契約（耐震改修設計）を締結 県から中核市移行に係る財政影響額調査の結果提示 第3回中核市推進委員会（移譲事務，移行後の組織・人員，研修計画等について）

年 月 日	事 項
	【今後のスケジュール（予定）】
平成18年	
11月末	保健所設置に係る厚生労働省事前協議（第2回）
平成19年	
2月～3月	保健所政令市に係る厚生労働省ヒアリング
2月～3月	中核市移行に係る総務省ヒアリング
3月	盛岡市保健所建設に係る契約案件の議会提案
5月～8月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会に「中核市指定の申出」案件を提案 県に「中核市指定の申出」の同意を申入れ 県議会において、「中核市指定の申出」の同意案件を審議 県が「中核市指定の申出」について同意 総務大臣に「中核市指定」の申出
10月	中核市指定の閣議決定，政令公布
12月	市議会において，中核市移行関連条例を提案
平成20年	
1月～3月	県・市において事務引継書の作成
2月～3月	保健所開設準備
4月1日	中核市指定の政令施行（中核市へ移行） 盛岡市保健所の設置

3 移譲事務の項目数

(詳細:【参考資料1, 2】のとおり)

(1) 法定移譲事務数と行政分野別内訳 (平成18年10月末現在)

	法律, 政令に基づく事務	省令, 要綱等に基づく事務	合 計
全 体	1, 451 (9)	262	1, 713 (9)
[行政分野別内訳]			
民生行政に関する事務	254 (1)	41	295 (1)
保健衛生行政に関する事務	741 (7)	152	893 (7)
環境行政に関する事務	318	51	369
都市計画・建設行政に関する事務	121	18	139
文教行政に関する事務	11	0	11
その他の事務	6 (1)	0	6 (1)

※ () は、県特例条例により移譲済みの事務数 (内数)

(2) 県単独事務等の行政分野と移譲事務数 (平成18年10月末現在)

・保健衛生行政に関する事務 226件 (県特例条例分)

(3) 合計

全 体	1, 939
[行政分野別内訳]	
民生行政に関する事務	295
保健衛生行政に関する事務	1, 119
環境行政に関する事務	369
都市計画・建設行政に関する事務	139
文教行政に関する事務	11
その他の事務	6

4 中核市移行に伴う財政影響額

(詳細:【参考資料3】のとおり。)

平成17年度県決算額を基に集計した。(単位:千円)

(1) 移譲される事務事業に係る一般財源影響額

区 分	事 業 名	影響額
民生行政	生活保護扶助費(居住不明分) 他 19事業	269,647
保健衛生行政	小児慢性特定疾患治療研究事業 他 51事業	40,740
環境行政	廃棄物適正処理監視等推進事業 他 8事業	118
都市計画・建設行政	屋外広告物事業 他 3事業	-312
その他	激甚災害時における財政援助に関する事務	0
合 計		310,193

(2) 負担率の変更に伴い県補助金等が減額されることによる影響額

区 分	事 業 名	影響額
民生行政	私立児童福祉施設等運営事業 他 7事業	548,150

(3) その他の経費

区 分	事 業 名	影響額
人件費	常勤職員及び非常勤職員分	413,992
施設維持管理経費	保健所維持管理経費	17,552
一般経費	庶務・委託経費等(保健所等概算額)	20,000
合 計		451,544

財政影響額 1,309,887千円((1) + (2) + (3)) ……①

上記の費用に関する財源措置として、交付税の基準財政需要額に下記の金額が加算される。

基準財政需要額増加額(平成17年度) 2,268,413千円 ……②
(平成20年度見込み) 2,130,533千円 ……②'

○ 収支見込み

② - ① (平成17年度) = 958,526千円
(②' - ① (平成20年度見込み) = 820,646千円)

5 中核市移行に伴う新しい組織及び職員配置について

中核市への移行により、県から移譲される事務を処理するため、次のような組織を検討するとともに、職員の配置を検討している。

なお、移行当初から必要な職員をすべて確保するのは困難なことから、当分の間、一部において県から職員派遣等の支援を受けるとともに、段階的に派遣を解消し、自立した中核市としての運営を目指すものとする。

(1) 民生行政に関する事務

- ① 社会福祉法人の許認可、社会福祉施設の施設整備費補助並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査等の事務を処理するため、保健福祉部内の地域福祉課、障害福祉課、児童福祉課及び介護高齢福祉課に必要な人員を配置する。
 - ② 身体障害者手帳の認定・交付等の事務を処理するため、保健福祉部障害福祉課に必要な人員を配置する。
 - ③ 母子寡婦福祉資金の貸付、就業相談等の事務を処理するため、保健福祉部児童福祉課に必要な人員を配置する。
- 上記事務に伴う新たな職員数は、11人程度とする。

(2) 保健衛生行政に関する事務

市保健所には、(仮称)企画総務課、(仮称)健康推進課、(仮称)保健予防課及び(仮称)生活衛生課の4課を配置する。(詳細については、「7 保健所について」に記載している。)

- 上記事務に伴う新たな職員数は、34人程度とする。

(3) 環境行政に関する事務

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物関連業務・施設の許認可事務や使用済自動車の再資源化等の事務を処理するため、環境部ごみ減量推進課に(仮称)産業廃棄物対策室を設置し、必要な人員を配置する。

- 上記事務に伴う新たな職員数は、5人程度とする。

(4) 都市計画・建設行政に関する事務

屋外広告物の表示や設置に関する規制・誘導等の事務を処理するため、都市整備部景観政策推進事務局に必要な人員を配置する。

- 上記事務に伴う新たな職員数は、1人とする。

6 職員研修計画について

(詳細:【参考資料4】のとおり。)

中核市への移行に伴い、県から移譲される事務の習得のため、次のとおり、平成19年度(一部の職員については、平成18・平成19年度)に職員を県に派遣して研修を実施する。

なお、その他の事務についても、県の担当部署で短期間の研修を行う。

(1) 民生行政に関する事務

社会福祉法人の設立認可、指導監査業務等 事務職 1人 (1年間)
計 1人

(2) 保健衛生行政に関する事務

- ① 保健所総括業務、企画事務等 事務職 2人 (1年間)
(うち1人は、平成18・平成19年度の2年間)
 - ② 食品衛生関係業務、狂犬病予防関係業務等 薬剤師 1人 (1年間)
技師(化学) 1人 (1年間)
 - ③ 結核予防関係業務、感染症対策関係業務等 保健師 1人 (1年間)
 - ④ 試験検査関係業務 臨床検査技師 1人 (1年間)
技師(化学) 1人 (1年間)
- 計 7人

(3) 環境行政に関する事務

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許認可等 事務職 1人
(平成18・平成19年度の2年間)
 - ② 産業廃棄物処理施設の設置許可等 技師(化学) 1人(6箇月間)
- 計 2人

7 保健所について

第1 保健所の設置等について

(1) 保健所の設置

保健所は、地域保健法第5条第1項により都道府県、政令指定都市、中核市その他の政令で定める市及び特別区が設置することとされている。

市保健所は、従来の保健センター機能を取り込むものとする。

また、夜間急患診療所を併設するものとする。

(2) 保健所の事業

市保健所は、市の保健衛生行政の中核施設として地域保健法第6条に基づく事業について、企画調整、指導及びこれらに必要な事業を行うほか、従来の保健センターが担ってきた市民に身近な保健サービスを効率的で効果的に提供するものとする。

(3) 主な保健所事務

① 対人保健サービス（専門相談、指導）

- ・健康づくり事業
- ・成人保健事業
- ・高齢者保健事業
- ・母子保健事業
- ・栄養改善事業
- ・精神保健事業
- ・結核対策
- ・感染症対策
- ・エイズ対策
- ・難病対策
- ・その他各種相談

② 対物保健サービス（許認可、監視、指導、相談）

- ・食品衛生関係営業
- ・生活衛生営業（理容、美容、クリーニング、興行場など）
- ・医事、薬事関係
- ・動物の愛護、狂犬病予防事業
- ・環境衛生関係

③ その他の業務（検査、情報提供）

第2 保健所設置の意義について

市保健所は、市が従来行ってきた、乳幼児健診や高齢者健康相談等の健康に関する

る各種の保健活動に加えて、県保健所が担っていた保健衛生に関する専門的、技術的課題への対応と医事・薬事、食品衛生、生活衛生等の監視指導や地域の健康課題に対する調査、研究、企画調整業務を総合的に提供するものである。

第3 保健所設置に伴う組織体制について

(1) 基本的な考え方

- ① 保健所は、保健福祉部内の組織として保健センターの機能を取り込むものとする。
- ② 市民の利便性に配慮し、簡素で効率的な組織体制とする。
- ③ 医療・福祉分野における関係機関との密接な連携体制を構築する。
- ④ 感染症・食中毒等の緊急事態にも迅速・的確に対応できる組織とする。

(2) 各課の構成と分掌事務

① (仮称) 企画総務課

企画総務係、医事薬事係の2係制とし、保健所業務の企画運営、施設の維持管理、各種統計調査、医療施設の開設等届出や毒物劇物の販売登録など医事薬事に関する事務などを分掌する。

② (仮称) 健康推進課

従来の保健センター母子保健係・成人保健係・高齢者保健係を統合し、グループ制とする。健康相談や健康診査など各保健事業のほか、自立支援医療(育成医療)の申請に関する事務などを分掌する。

③ (仮称) 保健予防課

グループ制とし、予防接種や保健予防に関する事務、結核・感染症の予防など疾病対策に関する事務、難病対策や精神保健相談指導に関する事務などを分掌する。

④ (仮称) 生活衛生課

グループ制とし、狂犬病予防、食品営業許可、理美容所の開設届出、旅館業の経営許可など食品衛生、生活衛生に関する事務、井戸水等飲料水検査など試験検査に関する事務などを分掌する。

第4 保健所施設の整備について

市保健所の施設については、平成18年4月に取得した市内神明町の旧競馬会館ビルの改修工事により設置する。

(1) 建物の概要

- ・設置場所 盛岡市神明町3番29号
- ・建物規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上9階
敷地面積 1,183.33m²
延床面積 5,837.79m²(改修後 5,494.72m²)

(2) 改修の概要

(詳細:【参考資料5】のとおり。)

① 各階共通事項

所要室等	機能等
エレベーター	・既存エレベーターの改修を行うとともに、ストレッチャーに対応するエレベーターを1機新設する。
身障者用トイレ	・1階から7階までの各階に設置し、1階と7階はオストメイト対応とする。
授乳スペース	・1階から5階までの各フロアに設ける。

② 地下1階

所要室等	機能等
シャワー室	・感染症等の緊急時に職員が使用するシャワー室を男女各1室設ける。
廃棄物保管庫・薬剤保管庫	・医療廃棄物等の保管庫と薬剤等の保管庫を設ける。
※駐車場	・現状の機械式駐車場を撤去し、平面の自走式とし、公用車の駐車場とする。

③ 1階

所要室等	機能等
受付案内・ロビー	・館内の案内や、健康測定・情報コーナーの利用者に対応するための職員が常駐する(最大2名)。
健康測定コーナー・健康情報コーナー	健康測定コーナー ・自動血圧計や体重計等を設置し、市民が自由に使用できるようにする。 健康情報コーナー ・健康に関する情報のパネル展示等を行う。
プレイルーム	・子育てサークル、マタニティ教室、運動教室、デイケア等でグループワーク、室内運動、書道等を行う。

④ 2階

所要室等	機能等
事務室	・各種相談、申請の窓口と(仮称)健康推進課の事務室とする。
夜間急患診療所	・夜間の急病患者に対し、応急的な診療を行う。 診療科目 内科・小児科 診療日 毎日 診療時間 受付 午後7時から午後11時まで 診療 午後7時から午後11時30分まで ・レントゲンを現在の診療所から移設する。

⑤ 3階

主に1歳6ヶ月検診(週一回)、3歳児検診(週一回)、子育て相談(週一回)、健康相談(週二回)、乳幼児総合審査(月一回)などの各種健診を行うためのフロアとして使用する。

所要室等	機能等
オリエンテーション室	・身体測定と問診を行う。
目と耳の相談室	・視力検査と聴力検査を行う。
健診指導室	・医師による診察を行う。
心理相談室1.2	・乳幼児の精神発達相談による個別相談を行う。
待合ホール	・各種健診の待合や受付、個別指導を行う。
歯科相談室	・歯科健診と歯科相談を行う。

⑥ 4階

栄養教室、健康教室、健康度評価事業、親子教室、マタニティ教室などの健康教育を行うためのフロアとして使用する。

所要室等	機能等
健康学習室1・2	・健康度評価事業、個別健康教室、保健推進員研修会、食生活改善推進員研修会、親子教室、すくすく学級、マタニティ教室、講演会等の事業を行う。
倉庫	・健康学習室で使用する机、いす等を収納する。
栄養指導室	・栄養教室、ヘルシークッキング教室、母親教室、食生活改善推進員養成講座の調理実習や試食会を行う。最大50人程度の調理実習を行う。
検収室	・各教室で使用する食材の検収を行う。

⑦ 5階

所要室等	機能等
細菌検査室	・食品、井戸水、プールや公衆浴場の水等の細菌検査と感染症に関する検査を行う。
理化学検査室	・食品、井戸水等の理化学検査を行う。
機械分析室	・イオンクロマトグラフ、分光光度計を設置する。
試験検査執務室	・試験検査担当職員の執務室とする。
薬品機材倉庫	・試験検査に使用する薬剤等の倉庫とする。
相談室	・エイズ、肝炎相談など、プライバシーへの配慮が必要な相談や検査を行う。
会議室	・50人程度で使用可能な会議室とする。

⑧ 6階

所要室等	機能等
所長室	・保健所所長の執務室とする。
事務室	・（仮称）企画総務課、（仮称）保健予防課、（仮称）生活衛生課の執務室とする。 ・仕切り等を設けずオープンスペースとする。
相談室（2室）	・プライバシーへの配慮が必要な相談を行う個室とする。

⑨ 7階

所要室等	機能等
講習室	・100人程度の会議、研修会が可能な部屋とする。
予防活動室	・予防接種の準備作業を行う部屋とする。
印刷室・書庫	・各種資料等の印刷を行う。 ・保健所の各種書類の保管庫とする。
資料室	・各種資料を保管する。
ロッカー室・休憩室（男女）	・男女それぞれのロッカー室及び休憩室が一体となった部屋とする。

⑩ 8階及び9階

8階及び9階は、改修を行わずこれまでと同じ用途で使用する。

所要室等	機能等
8階	倉庫
9階	電気室
	エレベーター機械室
	高架水槽室

⑪ 外構計画

・駐輪場

来客者に配慮した場所に15台の駐輪場を整備する。

・駐車場

身障者用1台、普通車用6台の駐車場を整備する。

⑫ 耐震補強

建物の耐震診断を行った結果、現行法令に見合う耐震強度を持つ建物とするための補強の必要が生じたため、改修工事と並行して耐震補強工事を行う。

(3) 改修工事費用

約6億6千万円（概算費用・耐震補強工事費用を含む。）

(4) 改修工事スケジュール（予定）

平成19年3月着工

平成20年1月竣工

平成20年4月1日 市保健所運営開始

(5) 保健所平面図

別紙【参考資料5】のとおり。

第5 保健所設置に伴う職員体制について

(1) 法令上必要な職員

① 保健所には政令で定めるところにより、所長その他所要の職員を置くことと

されているが（地域保健法第10条，同施行令第4条，第5条），組織・定数を勘案し，次のとおり配置を検討する。

ア 所長（必置）

医師であって，3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者，国立公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者，厚生労働大臣が，これらの者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者のいずれかに該当する技術吏員

イ その他の職員

医師，薬剤師，獣医師，保健師，看護師，臨床検査技師，衛生検査技師，管理栄養士，歯科衛生士

② また，保健所の設置に当たっては，様々な専門職が必要となるが，代表的なものとして，職員の中から次の職の任命を計画する。

ア 狂犬病予防員（狂犬病予防法第3条）

…獣医師

イ 食品衛生監視員（食品衛生法第30条，同施行令第9条）

…薬剤師，獣医師，農芸化学系技師

ウ 環境衛生監視員（理容師法第13条，同施行規則第27条ほか）

…薬剤師，獣医師，理工学系技師

エ と畜検査員（と畜場法第19条，同施行令第10条）

…獣医師

オ 食鳥検査員（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第39条，同施行令25条）

…獣医師

カ 医療監視員（医療法第26条，同施行規則第41条）

…薬剤師，保健師

キ 薬事監視員（薬事法第77条，同施行令第68条）

…薬剤師

ク 栄養指導員（健康増進法第19条）

…管理栄養士

(2) 職員確保

① 市職員の計画的な採用及び県職員の派遣

保健所業務に伴う必要な職員は，85人程度（現保健センターと比較した場合の増員34人程度）と見込まれる。平成18年度及び平成19年度に医師，獣医師，薬剤師，臨床検査技師，化学技術職等の一部専門職を採用するが，移譲後の業務を円滑に行うため，専門的な知識や経験を有する職員について，県からの派遣等の支援を受けて，必要な職員を確保する。

将来，中核市保健所として自立した運営を目指すため，段階的に県職員の派遣を解消していくこととし，専門職を中心に計画的な市職員の採用を行うもの

とする。

(3) 職員の事前研修

県本庁（保健福祉部）に平成18年度及び平成19年度の2年間にわたり事務職1名、県盛岡保健所に平成18年度と平成19年度にそれぞれ保健師1名の派遣を予定している。

平成19年度は、さらに薬剤師、保健師、臨床検査技師、農芸化学系技師、理工学系技師、事務職等を4か月から12か月の期間で県盛岡保健所等へ派遣するほか、その他の職種についても、短期の実務研修を実施し、業務の遂行に必要な知識・技術の習得を図る。

第6 外部委託等について

市保健所業務のうち、高度で専門的な技術や施設・設備を要するものについては、次のとおり県や民間への委託を検討するものとする。

- (1) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬等の抑留、処分業務については、県に委託の予定（盛岡保健所）
- (2) と畜場法に基づく獣畜のと殺前・解体前後の検査業務については、県に委託の予定（食肉衛生検査所）
- (3) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥の生体・と体の検査業務については、指定検査機関に委任の予定（岩手県獣医師会）
- (4) 地域保健法、食品衛生法及び感染症の予防及び感染症患者の医療に関する法律に基づく衛生上の検査で高度・専門的な技術や機器を要する業務については、次のとおり委託を予定する。

検査項目	委託予定機関
食品理化学検査	県環境保健研究センター
感染症検査（1類）	県環境保健研究センター（一部国）
感染症検査（2類）	県環境保健研究センター
水質等検査（特殊な検査）	県環境保健研究センター
エイズ検査	民間衛生検査所
肝炎検査	民間衛生検査所
結核検診	医療機関

※食品理化学検査：防かび剤、着色料、残留農薬等

感染症検査（1類）：ペスト、ラッサ熱等

感染症検査（2類）：腸チフス、パラチフス等

結核検診：結核患者家族等接触者検診、患者管理検診

8 必要となる条例の整備について

中核市移行に伴い必要となる条例は、概ね次のとおりである。

区分	条例名（仮称）	概要	根拠法令
新規 制定	社会福祉審議会条例	社会福祉及び児童福祉に関する事項を調査・審議する。	社会福祉法第7条第1項、児童福祉法第8条第1項ただし書
	保健所設置条例	保健所の位置等を定める。	地域保健法第5条第1項
	保健所運営協議会条例	所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。	地域保健法第11条
	保健所使用料等条例	保健所の利用に係る使用料、手数料等を定める。	地方自治法第225条、第227条
	結核診査協議会条例	結核の伝染防止措置をとること及び結核患者に対する医療費助成等を審議する。	結核予防法第48条
	感染症診査協議会条例	感染症患者に対する入院措置及びその期間延長に関する事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項、第64条
	食品衛生法施行条例	食品衛生責任者制度、営業施設の内外の衛生措置などの必要な事項を定める。	食品衛生法第50条第2項
	化製場等に関する法律施行条例	皮革等を製造するための施設（化製場）の設置許可等に関する事務などの必要な事項を定める。	化製場等に関する法律第3条第2項、第9条
	浄化槽法施行条例	浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定める。	浄化槽法第48条第1項
	屋外広告物条例	屋外広告物等の表示又は制限する区域、屋外広告物の届出等に関する事項を定める。	屋外広告物法第3条から第6条まで
	と畜場法施行条例	と畜場の設置許可等に関して必要な事項を定める。	と畜場法施行令第1条
改正	職員定数条例	新たに保健所を設置すること等に伴う職員定数を定める。	
	手数料条例	移譲事務に係る手数料を定める。（保健所関連を除く。）	
	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	産業廃棄物の収集運搬業の許可の事務等の移譲に伴い、関連規定を整備する。	

9 必要となる審議会等の設置について

中核市移行に伴い、設置を要する審議会等については、次のとおりである。

名 称	目 的	根拠法令等
社会福祉審議会	民生委員の適否に関する事項についての審査、審議を行う。	社会福祉法第7条第1項
	身体障害者の福祉に関する事項についての調査、審議を行う。	社会福祉法第11条第1項
	児童福祉に関する事項についての調査、審議を行う。	児童福祉法第8条第1項ただし書
	児童、民生委員、身体障害者に関する事項以外の福祉に関する事項について調査、審議を行う。	社会福祉法第11条第2項
保健所運営協議会	所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。	地域保健法第11条
結核診査協議会	結核の伝染防止措置を採ること及び結核患者の医療費助成等を審議する。	結核予防法第48条1項
感染症診査協議会	感染症患者に対する入院措置及びその期間延長に関する事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条
小児慢性特定疾患対策協議会	特定疾病の判定及び治療機関等に関する検討、対象疾病の動向の検討及び本事業の評価、治療研究事業の実施に必要な意見を具申する。	新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平成17年2月21日雇用均等・家庭局長通知）

10 市民への周知について

中核市制度について、市民の理解と協力を得ることが重要であることから、次のとおり中核市制度及び中核市への移行に関する周知を図る。

(1) 市広報等による周知

- ① 平成18年1月1日発行の広報もりおかにおいて、中核市への移行手続きを進めることを表明するとともに、同年5月1日号で「盛岡市保健所整備方針（案）」に関するパブリックコメントの実施について周知したところである。
- ② 今後は、平成19年1月～2月にかけて、「移譲事務の概要」や「新設する保健所の配置」についてお知らせするとともに、平成20年3月をめどに「中核市移行後の事務内容」や「盛岡市保健所等の窓口案内」等の特集し、中核市への移行に伴う市民周知に努める。
- ③ テレビ都南の制作する番組を通じて、中核市移行についての周知を図る。

(2) ホームページによる周知

- ① 平成18年2月に「中核市移行への取組」のページを設けるとともに、その後、移行に係る事務の進捗に併せてページの更新を行ったほか、「保健所整備方針（案）」についてのパブリックコメントの実施及び結果を掲載した。
- ② 今後は、平成19年1月の広報もりおか記事掲載と併せて、移譲事務の内容や保健所フロアの構成に関する情報を随時掲載する。また、保健所に勤務する職員の採用情報や、市議会における議決等についての経緯を随時更新することとする。

(3) 市民への説明

地方分権の進展や中核市制度について市民の理解を深めるため、平成18年度から「もりおかまちづくり出前講座」のメニューとしているものであり、平成19年度には、市民講演会の開催を予定する。

(4) 新聞等報道に対する記者会見等

今後進められる手続について、必要な都度、記者発表や記者報道を行いながら広報に努める。